



秋田県公報

目 次	ページ
-----	-----

告 示

- 保安林予定森林の指定通知(二九一・森林整備課)……………1
- 基本測量実施の通知(二九二・建設管理課)……………1
- 道路の供用開始(二九三・道路課)……………1
- 商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域の一部改正(二九四・港湾空港課)……………1

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可(山本地域振興局農林部)……………2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………2
- 土地改良事業工事の完了の届出(仙北地域振興局農林部)……………2
- 県営土地改良事業工事の完了(仙北地域振興局農林部)……………2

告 示

秋田県告示第二百九十一号

農林水産大臣から次の森林を保安林予定森林とする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十九年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一(一) 保安林予定森林の所在場所

- 大館市粕田字田ノ沢一五一の一、北秋田市阿仁幸屋渡字桁子沢二一の七、二七の一、五六の一、五六の二、五六の三、阿仁戸島内字野尻岱二二の一、字大川向三四、三四の一、阿仁吉田字寺屋布二、四、一〇の一、一二の一、雄勝郡東成瀬村田子内字真木ノ沢滝の上二七から一九まで、二五から二七まで、三二から三四まで、五四、五五の二、七五の一、七五の三
- (二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字田ノ沢一五一の一・字桁子沢二一の七・二七の一・五六の一・五六の二・字野尻岱二二の一・字大川向三四の一・字寺屋布四・一〇の一・一二の一(以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。)、字真木ノ沢滝の上二七から一九まで、二五から二七まで、三二、三三、三四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、五五の二、七五の三(次の図に示す部分に限る。)
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

二(一) 保安林予定森林の所在場所

雄勝郡羽後町田代字攀山二の一

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、北秋田地域振興局農林部、雄勝地域振興局農林部並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百九十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。
 平成十九年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 作業の種類

基本測量

作業を行う地域
 横手市、大館市、鹿角市、大仙市、仙北市、由利本荘市

作業を行う期間
 平成十九年五月十四日から平成二十年二月二十九日まで

秋田県告示第二百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年五月二十五日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	角館六郷線	仙北郡美郷町小荒川字街道筋一六七番五から八九番七まで

二 供用開始の期日 平成十九年五月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年五月二十五日から同年六月七日まで

秋田県告示第二百九十四号

商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域(昭和五十四年秋田県告示第七百六十九号)の一部を次のように改正し、平成十九年五月二十五日から施行する。
 平成十九年五月二十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

表に次のように加える。

本荘港	マリーナ港区	修景厚生港区
由利本荘市石脇字田尻三五、三五地先国有地(図面に橙色で着色した区域に限る。)、三七(図面に橙色で着色した区域に限る。)、四四及び四五	由利本荘市石脇字田尻三二の六、三二の六地先国有地(図面に緑色で着色した区域に限る。)、三三の九(図面に緑色で着色した区域に限る。)、三三	由利本荘市石脇字田尻三二の六、三二の六地先国有地(図面に緑色で着色した区域に限る。)、三三の九(図面に緑色で着色した区域に限る。)、三三

公 告

表以外の部分中「能代港湾事務所」の下に「本荘港に係るものにあつては由利地域振興局建設部」を加える。

の一一(図面に緑色で着色した区域に限る。)、三二の一一地先国有地(図面に緑色で着色した区域に限る。)及び三七(マリーナ港区を除く。)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、二ツ井町富根土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十九年五月十四日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任理事の住所及び氏名
由利本荘市内黒瀬字堤沢十番地 鎌田 守正
大浦字家後七番地 池田 幹生
中館字家ノ前百六十六番地 齊藤 貞雄
川口字上菖蒲崎十六番地 高橋 卓次
牛寺字境目百六十四番地 堀 光
福山字畑添六十四番地 田仲 忠雄
中館字上場口百五十五番地 小林 紀一
内越字漆畑百八十六番地 佐々木 紘一
赤田字十二柳三十二番地 加藤 茂作
川口字家ノ後三百五十七番地 三浦 和則
山田字細越一番地 田口 光雄
土谷字谷地六十四番地 小川 敬
内越字家ノ前百五十一番地 高野 静男
畑谷字東畑谷七番地 田口 渉
赤田字袖振百八番地 小林 良昭
二 就任理事の住所及び氏名

- 由利本荘市川口字家ノ後三百五十七番地 三浦 和則
福山字畑添六十四番地 田仲 忠雄
内越字漆畑百八十六番地 佐々木 紘一
中館字上場口百五十五番地 小林 紀一
赤田字袖振百八番地 小林 良昭
牛寺字境目百六十四番地 堀 光
山田字細越一番地 田口 光雄
内越字家ノ前百五十一番地 高野 静男
土谷字土屋百二十三番地一 佐々木 英夫
畑谷字東畑谷七番地 田口 渉
川口字後野九十五番地 渡辺 薫
赤田字十二柳三十二番地 加藤 茂作
内黒瀬字堤沢十番地 鎌田 守正
大浦字中崎六十六番地四 能登屋 貞敏
中館字家ノ前百六十六番地 齊藤 貞雄

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

- 一 大仙市
(一) 完了年月日 平成十七年二月八日
(2) 事業名 土地改良事業(中仙地区農村総合整備統合補助事業)
二 仙北市
(一) 完了年月日 平成十七年二月十五日
(2) 事業名 土地改良事業(何久保地区県単小規模土地改良事業)
(一) 完了年月日 平成十七年三月十五日
(2) 事業名 土地改良事業(潟野地区県単小規模土地改良事業)
(一) 完了年月日 平成十八年三月二十日
(2) 事業名 土地改良事業(落合地区県単小規模土地改良事業)
(四) 完了年月日 平成十九年三月五日
(2) 事業名 土地改良事業(西明寺地区中山間地域総合整備事業)

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第三項の規定に基づき、公告する。

- 一 県営土地改良事業(黒倉堰地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年七月五日
二 県営土地改良事業(下夕野地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十八年八月二十一日
三 県営土地改良事業(上黒土北地区水田農業経営確立排水対策特別事業)
完了年月日 平成十八年十二月二十日
四 県営土地改良事業(四ツ屋地区地域用水環境整備事業)
完了年月日 平成十八年十二月二十七日
五 県営土地改良事業(六郷清水地区地域用水環境整備事業)
完了年月日 平成十九年二月二十日
六 県営土地改良事業(宗谷堰地区ため池等整備事業)
完了年月日 平成十九年三月一日
七 県営土地改良事業(神岡下川原地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十九年三月十六日
八 県営土地改良事業(金西東部地区担い手育成基盤整備事業)
完了年月日 平成十九年三月二十八日

正 誤

Table with 4 columns: ページ, 段, 行, 誤. Content includes page numbers and correction details for land improvement projects.

秋田県知事 寺 田 典 城

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)
秋田県知事 寺 田 典 城
印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号

